

# 山元町新型コロナウイルス 感染症対策本部からのお知らせ

(令和2年5月19日)

## 町民の皆さまへ ～緊急事態宣言は解除されました。～

5月14日(木)に、8都道府県を除き、宮城県を含む39県の緊急事態宣言が解除されました。

### ●内閣総理大臣からのお願い

- ・ 少しずつ、段階的に生活を取り戻す。(気の緩みからの感染爆発を警戒)
- ・ 前向きな変化は、今後も継続してほしい。(テレワーク、時差出勤等)
- ・ 日常のあらゆる場面でウイルス感染への警戒を怠らないでいただきたい。

これからは、コロナウイルスが皆さんの身の回りであることを前提に、「人との間隔を2m空ける。」「3密を避け、健康チェックをする。」「帰宅後まずは手・顔を洗う。」「新しい働き方を定着させる。」などの『新しい生活様式』(※最終ページに実践例を記載)を実践していただき、日常生活を取り戻しましょう。

### 【宮城県からのお知らせ】

#### 今後の県の対策について(宮城県)

##### 1 外出について(県民向け)

不要不急の帰省・旅行、特定警戒都道府県への移動を回避、「新しい生活様式」の定着等

##### 2 職場における取組について(事業者向け)

在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進

##### 3 催物(イベント等)開催について(催物主催者向け)

全国的大規模な催物等への慎重な対応、全ての催物についての感染防止対策の徹底

##### 4 施設における取組について(施設管理者向け)

感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大の取組が適切に行われるよう依頼

### 【山元町からのお知らせ】

#### 山元町にお住いの皆さまへ

緊急事態宣言中は、皆さまにご協力をいただき感謝申し上げます。ありがとうございました。お陰様で緊急事態宣言は解除となりました。

これからも、コロナウイルス感染症への警戒を継続していただき、今月中は緊急事態宣言中の8都道府県はもとより、その他県外への不要不急の移動を控えていただくなど、段階的に日常を取り戻していただくようお願いいたします。

令和2年5月19日

山元町長 齋藤 俊夫

### 山元町立小・中学校の再開について

- ・町立小・中学校は、6月1日（月）から再開を予定しています。（5月中は、感染リスクに配慮しながら、段階的に登校日を増やし、学校再開につなげていきます。）
- ・図書室、校庭の開放を5月18日（月）から行っています。

問合せ 教育総務課 ☎ 37-5115

### 児童福祉施設の運営状況について

- ◎ 6月1日（月）から再開予定の施設等（当面の間、町内にお住まいの方のみ利用可能）
  - ・児童館、出張児童館、子育て支援センター、子育てひろば、出張子育てひろば
- ◎ 一時預かり・特定保育事業については、6月1日（月）から通常開所予定
- ◎ ファミリー・サポート・センターは、開所中
  - ※ 6月1日（月）から、こどもセンター内での預かり再開予定
  - ※ 施設ごとに利用上の制約等があります。

問合せ 子育て定住推進課 ☎ 36-9835

### 教育委員会関係施設の利用再開について

- ◎ ご利用に際しては、「新しい生活様式導入」や「3密回避」をはじめとした感染症対策等を基本とした、施設ごとに定めた**ルールの順守**をお願いします。

再開時期	施設名	電話番号
5月18日（月）	防災拠点・山下地域交流センター「つばめの杜ひだまりホール」	37-5592
	防災拠点・坂元地域交流センター「ふるさとおもだか館」	38-0301
	中央公民館/勤労青少年ホーム	37-5116
	町民グラウンド/山寺グラウンド/真庭グラウンド/牛橋公園野球場	37-2919
	深山山麓少年の森	37-3150
	歴史民俗資料館/ふるさと伝承館	37-0040
5月25日（月）	体育文化センター（武道場含む）*トレーニングルームは引き続き使用禁止	37-2919

※ 施設ごとに利用上の制約等があります。詳細については、各施設に直接ご確認ください。

問合せ 生涯学習課 ☎ 36-8948

### 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方の納税猶予について

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入（売上）が前年同期に比べて概ね20パーセント以上減少し、一時に納税が困難な方は、申請により1年間、町税の納税猶予（納期限の伸長）を受けられます。

- ・対象となる税金：令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に納期限が到来する町税
- ・申請書：町ホームページからダウンロード、又は郵送いたしますのでお電話ください。

※ 申請期限は以下のとおりです。

納期限	申請期限（各納期限日の前月より申請可能）
令和2年2月1日～令和2年6月30日	令和2年6月30日まで
令和2年7月1日～令和3年1月31日	各納期限日まで

問合せ 税務課 ☎ 37-1114

## マスク等3点セットの配布について

新型コロナウイルス感染症において、マスクの流通量が不足している現状を踏まえ、感染症拡大防止策として、**マスク、アルコールジェル、携帯用抗菌・消臭剤等の3点セット**を全世帯に配布します。

※ 配布は**6月上旬**を予定しております。配布場所等の詳細については、追って、はがき等で連絡します。

問合せ 保健福祉課 ☎ 37-1113

## 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施予定について

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、家計への経済的支援を目的とし、町民1人あたり10万円を給付する「**特別定額給付金**」については、現在、郵送等による申請受付中であり、**最初の振込みを5月28日（木）**を目途に給付作業を進めているところです。

これに加え、町では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、その影響を受けている町民生活や地域経済への支援策を講じるべく、**町独自に各種新型コロナウイルス感染症支援事業に取り組み、更なる家庭への経済的支援をはじめ町内事業者の事業継続の支援を進めることとしております。**

### 【生活関連支援事業】として、

- ・特別定額給付金を申請した世帯に対し現金1万円を給付
- ・一般家庭用の水道基本料金を4か月間減免
- ・高校生以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人当たり現金1万円を給付
- ・ひとり親世帯に対し、子ども1人当たり現金1万円を給付
- ・小中学校臨時休業期間における準要保護児童生徒等への昼食費の援助
- ・日々の生活に困窮する奨学生への緊急支援金を給付 など

### 【事業者関連支援事業】として

- ・事業収入が20%以上減少している農林水産業者に対する支援金を給付
- ・売上が20%以上減少している中小の事業者等に対する支援金を給付
- ・町内で新たにテイクアウトやデリバリーに取り組む飲食店等の事業者への支援 など

現在、6月の議会定例会に予算案を提案し、可決後、速やかに各種事業に着手できるよう準備を進めており、詳細がまとまりましたら、町民の皆様にご案内させていただきます。

問合せ 企画財政課 ☎ 37-1118

## 町内公園の通常利用について

町内の公園について、複合遊具の使用を禁止しておりましたが、通常どおり利用できることとなりました。利用の際は、手洗いの徹底と3密を避けるなどの感染防止策をお願いします。

問合せ 建設課 ☎ 37-5111

### ★ 健康相談窓口（コールセンター）

受付時間：24時間対応

☎ 022-211-3883

☎ 022-211-2882

### ★ 緊急事態宣言相談ダイヤル

受付時間：平日9時～18時

☎ 022-211-3332

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染症防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状が無くてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

### 移動に関する感染対策

- まめに手洗い・手指消毒       咳エチケットの徹底       こまめに換気
- 身体的距離の確保       「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養
- 地域の感染状況に注意する。



外出控え 密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違う時は距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状のある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務     時差通勤でゆったりと     オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン     名刺交換はオンライン     対面での打合せは換気とマスク